

国税の除斥期間と時効関係

確定権の除斥期間(国通70条)

更正決定＝法定申告期限から5年

賦課決定方式＝納税義務の成立の日

期限の6个月前にされた更正の請求に伴う加算税は6月経過するまですることができる

期限の3个月前にされた納税申告書の提出・源泉徴収等による国税の納付に伴う賦課はこれらから3月

偽り不正は7年

贈与税は6年(相税36 I ①②)

国税徴収権の消滅時効(国通72条1項)

法定納期限から5年間行使しないことによって時効により消滅

偽り不正の行為によって免れた租税の時効は2年間進行しない(国通73条3項)

法定申告期限(国通2⑦)

納税申告書を提出すべき期限

所得税 翌年2月16日から3月15日

法人税 事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日

相続税 相続開始があったことを知った日の翌日から10月を経過する日

消費税 課税期間末日から2月を経過する日。個人事業者は最後は3月31日

法定納期限(国通2⑧、国徴2⑩)

国税に関する法律の規定により国税を納付すべき期限(次に掲げる国税については、それぞれ次に定める期限又は日)

(繰上請求)(延納)(納税の猶予)当該国税を納付すべき期限に含まれない

イ 申告納税方式 期限内申告書の期限でことかな

ロ 納税の告知 当該期限

ハ 一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている賦課課税方式による国税 事実が生じた日

ニ 附帯税 その基因となる国税を納付すべき期限

cf

法定納期限等(徴15 I)一抵当権等との先後を決する場合の修正

法定納期限後に額が確定した場合は遅らせる

法定納期限前に繰上げ請求があった場合は早める

納税告知書を発した日 等

なお、賦課決定通知書の送達(国通32条3項)